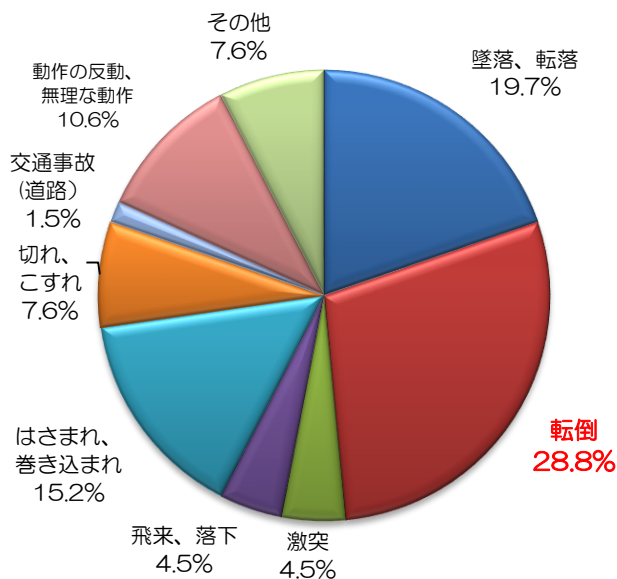




令和2年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和元年 (速報値)	令和2年4月末		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		290(0)	66(0)	+9	15.8%
製造業		75	22	+4	22.2%
建設業		37	12	+3	33.3%
土木工事業		13	2	-2	-50.0%
建築工事業		18	6	+1	20.0%
その他建設業		6	4	+4	-
陸上貨物運送事業		40	10	+3	42.9%
林業		2	1	+1	-
小売業		38	5	-1	-16.7%
社会福祉施設		30	6	+1	20.0

【災害の傾向（事故の型別）】



新型コロナウイルスに関する情報と感染拡大防止のお願い

新型コロナウイルスに関するニュースが連日報じられ、地域によっては緊急事態宣言が解除されるなど規制は緩和させつつありますが、今後における感染症拡大防止のため以下に留意願います。

1 届出や申請は電子申請を利用しましょう！ ～来署いただくなくても手続きができます～

時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）、就業規則の届出、1年単位の変形労働時間制に関する協定届、最低賃金の減額特例許可の申請などについて電子申請が可能となっておりますので、ご利用ください。

インターネット上の様式に必要な事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続きができます。

※詳しくは・・・

労基法等 電子

検索

2 新型コロナウイルス感染症防止に努めてください

新型コロナウイルスの感染は、主に飛沫感染や接触感染とされております。

既に、3密（密閉・密集・密接）を避けた行動、手洗い、咳エチケット等の対策は徹底しているとされますが、事業場内での感染拡大防止のため工夫した対策をお願いします。

【対策の例】

- ・ 3密の条件を満たす行事の自粛や各種会議のオンライン化
- ・ 休憩場所での感染防止（休憩場所の座席数を減らす等一定の間隔をあける。休憩時間を分散する。）
- ・ 共用箇所の消毒徹底（ドアノブ・コピー機のタッチパネル、など）
- ・ ソーシャルディスタンスを意識したレイアウトの工夫

監督署窓口には、休業補償や健康診断に関する相談等が多く寄せられております。

厚生労働省ホームページでは、「**新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）**」を定期的に更新し、一般的な質問に対する回答を掲載しておりますので参考にしていければと思います。

個別の相談については、労働基準監督署をご利用ください。

守ってますか？最低賃金！宮城県の最低賃金は、令和元年10月1日から**時間額 824円**です。

※産別賃金は、別途ご確認ください。

NEXT → STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



【キャンペーン期間中の実施事項】

① WBGT値（暑さ指数）の把握

日本工業規格に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用し、WBGT値を随時把握する。

② WBGT値（暑さ指数）の評価

WBGT値が基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、WBGT値の低減をはじめとした、「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」対策を徹底する。

③ 作業環境管理

◎ WBGT値（暑さ指数）の低減等

・簡易な屋根、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置など。

◎ 休憩場所の整備

・休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、シャワー等身体を適度に冷やす物品及び設備を設ける。
・水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう飲料水、スポーツリンク等を備え付ける。

④ 作業管理

◎ 作業時間の短縮等

・WBGT値が基準を超えた時は原則作業中止。やむを得ず作業する際は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する、水分塩分の摂取状況を頻繁に確認する等の対策を講じる。

◎ 熱への順化

・7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

◎ 水分及び塩分の摂取

・自覚症状の有無にかかわらず、作業中は定期的な水分、塩分を摂取する。

◎ 服装等

・透湿性、通気性の良い作業服、直射日光下においては、通気性のヘルメット等を着用する。

⑤ 健康管理

◎ 健康診断結果に基づく対応等

・熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある、糖尿病、高血圧症、心疾患等を有する者に対し医師の意見等を踏まえて配慮を行う。

◎ 日常の健康管理等

・朝食の未摂取、睡眠不足、多量の飲酒等が熱中症の発症に影響があることを指導する。

◎ 労働者の健康状態の確認

・作業開始前に労働者の健康状態を確認する。作業中には声掛けをし、お互いの健康状態を確認するとともに異変を感じた際は躊躇なく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

今年は、新型コロナウイルス感染症防止のためマスク着用者が多くなっており、熱中症リスクが高くなっています。こまめな水分補給を意識し、熱中症予防に努めてください!

二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112